

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

3 沖電気指名解雇反対闘争

指名解雇にいたる経過

通信機メーカーのなかでも大手の沖電気工業では、一九七八年一〇月一日に電機労連沖電気工業労組にたいし、従業員の一割強にあたる一五〇〇人の整理解雇を中心とする合理化の提案をおこなった。その骨子は、(1)一五〇〇人の希望退職の募集をおこない、これに達しないときは指名解雇をおこなう(一〇月一七日に一三五〇名に減員)、(2)品川事業所の閉鎖、(3)年末一時金を支給しない、その他労働条件の切り下げの三点にあった。

この合理化案は、不況のなかにあっても将来の成長の期待される通信機業界の大手企業から提案されたことと、一九五九年から六〇年にかけておこなわれた三井三池の争議以来、大企業においてはおこなわれることのなかった指名解雇の強行をふくむ点において注目されたのである。会社側の理由とするところは、一九七八年三月末の決算で、一三億円余の税引前利益を計上しつつも、経常損益で四億六〇〇〇万円の赤字を出したこと、売り上げの伸び悩み、生産性の低下、とくにそれらの原因が人員過剰にある、というにあった。

労組ではこの合理化提案にたいしてただちに反対の態度を明らかにして、同月四日に実施したスト権投票の結果を開票し、賛成八六・六%の高率でスト権を確立した。そして一〇月一七日から三〇日にいたる間、一〇波にわたるストライキをおこなって、合理化案の撤回を迫った。しかし、会社側は提案と同時に、退職勧奨対象者にたいしていっせいに個別の退職勧奨をおこない、これは連日はげしくつづけられた。組合は職場を中心にこの勧奨に反対する行動をつづけたが及ばず、ストライキを重ねる過程と並行して勧奨に応ずる者が増加して、一〇月三〇日には一〇六四名に達したのである。そして翌一〇月三十一日には指名解雇者二八六名の指名をおこない、十一月六日までは退職申出があれば希望退職扱いにして希望退職者と同一条件の退職金を支給し、期限までに退職に応じない場合は、十一月二〇日付で解雇する、という通告書を郵送した。

組合は一〇月一日に確立されたスト権の効力は指名解雇強行ののちには及ばないという見解のもとに、あらためてスト権投票をおこなうという方針を出した。

この第二回の投票は十一月四日と六日におこなわれ、八日にその開票結果が発表されたが、その結果は賛成二五・四%、反対七二・二%となり、スト権は不成立に終わったのである。この間、二八六名の指名解雇者のうち、十一月六日までに二〇八名が退職に応じ、残る七八名が指名解雇の対象となることになった。このときから事態は一変し、組合は「これ以上首切り撤回のための闘いを組織しえない」という中間声明を発表し、十一月一三日の臨時大会には退職条件改善のための運動を提案して可決された。十一月一七日には「反合理化闘争の終結にあたって」と題する中闘声明を発表し、闘争の終結を宣言したのであった。

## 沖電気の不当解雇を撤回させる会

指名解雇をうけた七八名は十一月二〇日に解雇されるとともに組合員資格をも失い、組合のそとで「沖電気の不当解雇を撤回させる会」などを結成し、裁判闘争その他の方法による解雇撤回の闘争をつづけることになった。「撤回させる会」六四名が、一九七九年二月一三日に、東京、八王子、前橋、熊谷などで提起した訴訟では、労働協約による解雇制限条項違反、協議条項違反、解雇権の乱用および信義則違反などを主張して解雇の無効を争っている。

この指名解雇強行の過程では、会社があらかじめつくった退職勧奨対象者のリストによる個別の退職勧奨を短期間のあいだに集中的におこなったことに特色がある。この勧奨は、もしこれに応じないときは指名解雇することを明示していたから、とうてい希望退職の募集とはいえないのであって、あらかじめ特定の従業員の企業外への排除を企図したものであった。

そして、退職勧奨を公然とおこなうことによって、職場内に退職させられる者と残留するものとの対立を生みだし、残留するものの安堵感を組織することによって短期のうちに組合の方針を転換させたのであった。

会社は退職勧奨の基準として、つぎの六項目をあげていた。「勤務成績不良の人」「勤務状況に問題のある人」「会社の諸施策に対し、協力度合の少ない人」「退職しても、生活基盤を比較的確保し易い人」「今後の厳しい会社諸施策に耐える覚悟のできない人」「会社に貢献する度合の少ない人」。これらの基準は勧奨の基準であったが、同時に指名解雇の基準としての実質をもっていた。

訴状では、勧奨基準にかくされた解雇強行の意図として、つぎの三点を指摘していた。(1)労働組合における積極的活動分子の排除、(2)革新政党その他民主的諸活動の活動家の排除、(3)結婚をし、子を生んでも職場に残って働こうとする婦人の排除。

訴状はその最後をつぎのように結んでいる。

「既に述べたとおり現在でも会社は休日出勤が相次ぐ、盛況の大企業である。不況の中でもなお高利潤、高蓄積をはたしてき、またはたしてゆくことができる大企業の会社が、この不況の中で労働者を裸で放り出し、人員を削減しながら生産をふやし、売上高をのばし、ますます利潤のみを高めていくことは企業の社会的責任として許されない。ここに整理解雇における生存権保障の要請からする制限法理が働かなくて、どこに働く余地があるであろうか。まして会社は私企業とはいえ、国民の血税である政府資金をえて利益をあげてきた会社であり、それだけ労働者の生存権を確保し、やたらと首を切らない企業の社会的義務をまっとうしなければならない立場にあるはずである。原告らはこのような不法かつ横暴なる解雇を許すことができないので会社によるその撤回を求めて闘ってきているが会社はなお撤回しようとしな。よって本訴請求に及んだ。」

「撤回させる会」の周囲には、労組、民主団体などによって、「指名解雇された沖電気の仲間を支援する会」がつくられ、この解雇反対闘争を支援している。

また「撤回させる会」のほか「沖電気指名解雇撤回闘争支援共闘会議」（提訴者二名）、八王子事業所を中心にした「沖電気指名解雇を撤回させる対象者の会」などが解雇撤回闘争をつづけている。

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---